

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	上下水道局 下水道整備課	
許 認 可 等 名	徳島市上下水道局の行政財産の使用料の減免	
根 拠 法 令	行政財産の使用許可及び使用料に関する規程	
根 拠 条 項	第3条第3項及び第4条	
連 絡 先	(電話 621-5305)	
審 査 基 準	基 準	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2) 災害その他の緊急事態の発生により応急の用に供するとき。</p> <p>(3) 職員の福利厚生を目的とする事業の用に供するとき。</p> <p>(4) 上下水道局の事務事業と密接な関係を有し、若しくはその円滑な執行に寄与すると認められる場合に必要範囲内で使用するとき。</p> <p>(5) 上下水道局の職員団体等が必要最小限の規模の事務室又は事業の用として使用する場合。</p> <p>(6) その他上下水道事業管理者が特に必要と認めたとき。</p> <p>2 行政財産使用料の減免の申請方法</p> <p>行政財産使用料の減免申請は、次に掲げる事項を記載した行政財産使用料減免申請書（行政財産の使用許可及び使用料に関する規程（昭和62年徳島市水道局管理規程第10号）別記様式第3号）をその行政財産を所管する課に提出しなければならない。</p> <p>(1) 使用許可を申請する者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>(2) 減免を受けようとする理由</p> <p>(3) 使用物件</p> <p>(4) 使用目的（用途）及び使用方法</p> <p>(5) 使用期間（原則1年以内とする）</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定（令和2年12月1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	総日数15日（休日を除く）
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定（令和2年12月1日最終変更）